

## 中央堂西沼目薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの内容

1. 当薬局は処方箋調剤及び要指導医薬品、一般用医薬品、抗原検査キット、医療機器、機能性食品、介護用品などの衛生材料の販売を行っています。
2. 当薬局の営業日、営業時間はホームページの記載の通りです。 尚、常時患者様からの連絡を受ける体制を整備しておりますとともに、夜間及び時間外の緊急調剤及びお薬相談も応需致します。 お急ぎの方は電話またはFaxをご利用願います。  連絡方法 ・電話 0463-90-1693 070-4375-3964 (夜間・時間外) ・Fax 0463-90-2893 中央堂薬品ホームページからのアクセスも可能です。 <a href="https://chuodo.com">https://chuodo.com</a>
3. 当薬局はどの保険医療機関の処方せんでも応需いたします。 現在約600品目の医薬品を常備しております。
4. 調剤管理料、および服薬管理指導料について  当薬局は患者様にご記入頂いた患者情報登録用紙の内容と服用薬剤の種類や服用経過等の記録をもとに『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所・診療科から薬剤が処方されているような場合には、薬剤の重複や相互作用の有無をチェックしております。そのため副作用・アレルギー歴や服薬状況などお伺いいたしますのでご協力をお願いいたします。 これに伴い、薬学的管理の一環として、お薬の効能や服用に際して注意して頂きたいことなどの情報を文書で提供し、お薬手帳に調剤したお薬の記録を行います。尚、お薬手帳本体は無償で提供しておりますので、新しい手帳が必要の際はお申し出下さい。
5. 在宅患者訪問薬剤管理指導料について 当薬局は医師の指示がある時は、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。
6. 当薬局は以下の公費負担医療等の指定を受けております。 生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者自立支援法（精神通院医療）、労働者災害補償保険法 等
7. 当薬局は関東信越厚生局に以下の施設基準の届出をおこなっております。 調剤基本料3イ、後発医薬品調剤体制加算2、医療DX推進体制整備加算 また、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めており、医療情報取得加算を算定しております。  健康保険法調剤点数表の定めに従い、調剤基本料3イ、薬剤調剤料、薬剤料及び特定保険医療材料の他に薬学管理料として調剤管理料、服薬管理指導料、外来服薬支援料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、服薬情報等提供料 等を算定しております。  また、調剤内容に応じ、以下の項目を加算させていただく場合がございます。 自家製剤加算、向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算、計量混合調剤加算、夜間・休日等加算、在宅患者調剤加算、重複投薬・相互作用等防止加算、特定薬剤管理指導加算、乳幼児服薬指導加算 等
8. 当薬局では次のサービス等につきまして、実費負担をお願いしています。 ・患者様の希望により下記のポリ容器（滅菌済使用）を利用する場合 水剤（内服） 60円／本（内税） 液剤（外用） 60円／本（内税） 塗り薬 60円／本（内税） 点眼容器 40円／本（内税） 噴霧器 60円／本（内税）  ・スポイト（1歳未満の水剤の調剤時を除く） 30円／本（内税） ・プラスチック製買物袋 全サイズ 5円／枚（内税） ・各種証明書等の発行時 220円／1部（内税） 例）高額療養費払い戻し制度に係る医療費証明書 医療費控除に必要な証明書 領収書紛失による領収証明書の発行など 尚、自賠責明細書作成料は1通につき1,000円となります。  ・当薬局から宅配便による発送をご希望の方の送料 尚、送料は送付先、サイズなどで異なります。
9. お薬お渡しの都度、個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。